

<p>件名</p>	<p>栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正について</p>
<p>提案理由</p>	<p>平成31年度から教職員評価の昇給反映を踏まえた「新たな教職員評価制度」を実施するため、規則を一部改正するものである。</p>

栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立
学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教 職 員 課

一 規則改正の趣旨

平成三十一年度より教職員評価の昇給反映を踏まえた「新たな教職員評価制度」を
実施するため、関連規則について所要の改正をしようとするものである。

二 規則案の内容

一 栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則について（第一条関係）

（一）第三条中の「毎年度一回」を「毎年度」に改めること。

（二）第四条中の「行動規準表」を「様式」に改めること。

二 栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則について（第二条関係）

（一）第三条中の「毎年度一回」を「毎年度」に改めること。

（二）第四条中の「行動規準表」を「様式」に改めること。

三 施行期日

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

○栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第八号

栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

(栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正)

第一条 栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則(平成二十一年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 定期評価は、毎年度、当該年度の評価を教育長が定める日に実施するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第四条 評価は、教育長が定める様式により実施する。</p> <p>2 略</p>	<p>(評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 定期評価は、毎年度一回、当該年度の評価を教育長が定める日に実施するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第四条 評価は、教育長が定める行動規準表により実施する。</p> <p>2 略</p>

(栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正)

第二条 栃木県市町村立学校教職員の人事評価の実施に関する規則(平成二十一年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 定期評価は、毎年度、当該年度の評価を教育長が定める日に実施するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第四条 評価は、教育長が定める様式により実施する。</p> <p>2 略</p>	<p>(評価の種類及び実施の時期)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 定期評価は、毎年度一回、当該年度の評価を教育長が定める日に実施するものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(評価の方法)</p> <p>第四条 評価は、教育長が定める行動規準表により実施する。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)